

2023年度 自己点検・評価チェックシート

学部・研究科名：法学部

※学部・研究科ごとに作成してください。

基準1 理念・目的 点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 法学部では、学科の設定はない。学部として、大学の理念・目的を踏まえた「人材養成その他の教育研究上の目的」を設定し、学則別表に記載し、また、ホームページ上で公開している。 その目的内容は、法学部の普遍的な使命に加え、本学法学部が担ってきたと自負し、また、実際に期待の大きい「成熟した市民社会を担うことのできる人材」の育成を踏まえており、本学法学部の個性特徴を示している。 この特徴は、大学の理念である「学問の独立」「学問の活用」「模範国民の造就」を基礎に本学法学部で展開されてきた考え方であり、大学の理念との関係は明白である。もっとも、評価基準4にいう「文中に明示」という点は、起草時に意識されていなかったものと認められる。 【グッドプラクティス】 特になし。 【課題】 該当する評価基準の項目で、未達成課題は、大学の理念と本学部の理念との関係の「明示」による説明だけである。明文化の在り方について検討したい。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 人材養成その他の教育研究上の目的） https://www.waseda.jp/follow/law/about/policy/ 1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的）

【評価基準】

1	2	3	4	5
人材育成その他の教育研究上の目的（以下、「目的」）を設定している。	・評価基準1を満たしている。 ・目的を学則別表に記載している。	・評価基準2を満たしている。 ・目的を学部・研究科単位で設定している。 ・目的は高等教育機関としてふさわしく、学部・研究科の個性や特徴を示している。	・評価基準3を満たしている。 ・目的と大学の理念との関連性を考慮し、文中に明示している。	・評価基準4を満たしている。 ・目的を課程ごと、学位ごとに定めている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

学部・研究科の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 法学部では、人材養成その他の教育研究上の目的について、法学部ウェブサイト（資料 1-①-1）および大学ウェブサイト（資料 1-①-2）で周知を行っており、複数の方法で社会に公表している。但し、目的を箇所内の教職員が定期的に確認する機会の設定には至っていない。 学部の人材養成その他の教育研究上の目的を複数の方法で公表していることから基準 1、基準 2 を満たしていると判断している。基準 3 については、二つの評価基準のうち、学科ごとに目的を明示するという基準は、学科を設置していない法学部には該当しない。そのためもう一つの評価基準（基準 2 を満たしている）を満たしていることで、基準 3 を達成できていると判断している。 【グッドプラクティス】 現時点において、該当する事項はないと判断した。 【課題】 基準 4 へ到達するため、学部の目的を教職員が定期的に確認するための機会の設定について検討中である。基本的には、定期的に開催する予定の FD の内容に反映させることを検討している。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 人材養成その他の教育研究上の目的） https://www.waseda.jp/foia/law/about/policy/ 1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的）

【評価基準】

1	2	3	4	5
目的を刊行物やウェブサイトなどいずれかの方法で公表している。	目的を刊行物、ウェブサイトを含めた複数の方法で公表している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・目的の公表にあたっては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに明示している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・目的を箇所内の教職員が定期的に確認する機会を設定している。	・評価基準 4 を満たしている。 ・目的を箇条書きにする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

内部質保証のための方針及び手続を定めているか。

- 下記の要件を備えた内部質保証のための方針及び手続の設定
- ・内部質保証に関する基本的な考え方
 - ・内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割
 - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 法学部のディプロマ・ポリシーの達成に必要な要素を 9 項目のアセスメント・ポリシーとして策定している。学生が単位の取得で達成できていると考えられる客観的学修成果項目と、学生が自身の実感ベースの達成度を測る項目を設けてゼミ所属の学生全員にアンケートを実施した。学部運営委員会のもとに、法学部自己点検評価委員会を設置し、自己点検評価担当学術院長補佐が委員長を兼ねて、内部質保証の推進に向けた企画・運営を担っている。委員会では、チェックシートの検討、評価体制の検証等とともに、FD の企画運営も担当している。 なお、教育の企画・設計、運用については、将来構想委員会、カリキュラム検討委員会等他の委員会に立案権限があるため、本委員会は検証及び改善・向上の立案とその施策の運用の権限を持つ。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 現状では、学部自己点検評価委員会発足させ、それ以前に教務担当教務主任のもとで進められたポリシーの策定等を引き継いだ段階であるため、今後、内部質保証のための体制を学術院構成員に明確に説明できる工夫、および、適切な機会の設け方の検討が課題である。	2-①-1：法学部自己点検・評価委員会設置要綱 2-①-2：2023 年 1 月運営委員会議事録（9. 法学部自己点検・評価に関する委員会設置の件）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・内部質保証のための方針および手続きを設定している。 ・内部質保証推進組織をはじめとする内部質保証に関する体制が整備され、各組織の権限・役割が内規等で定められている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・内部質保証体制の各組織が十分に機能するよう、それぞれの役割が定義されている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・内部質保証体制の各組織が十分な連携が図れるよう、それぞれの役割が定義されている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・内部質保証体制を図示化するなど、PDCA の一連のサイクルが明確にされている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・内部質保証のための方針や手続きについて、所属の教職員に定期的に共有する機会を設けている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	自己点検・評価の理由に記載してある、将来構想委員会、カリキュラム検討委員会等、法学部自己点検・評価委員会が PDCA を回す中で関わりを持っているように思われるものの、根拠資料からは、内部質保証の方針・手続きについて読み取ることができないため、1 と判断した。

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 学部・研究科における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置 計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 学部自己点検評価委員会を定期的に開催し、大総研との懇談等を通じて、行政機関や認証評価機関等からの指摘の趣旨を検討し、その趣旨を踏まえた内部質保証活動の立案と、FD を中心とする学術院構成員間での問題意識の共有による改善・向上の計画的な実施の機会を定期的に設けている。また、内部質保証活の現状把握の客観性の確保のために、アンケートを実施してきた。 【グッドプラクティス】 現状では特にはない。 【課題】 出発点としての認証評価機関等からの指摘事項の趣旨が、これまで現場の常識や想定と大きく乖離している状況である。また、FD に現場の教員が期待する内容との異同についてもコンセンサスを欠き、内部質保証に関する指摘の趣旨の解釈が急務である。その趣旨を踏まえ、内部質保証のプロセスの客観性・妥当性を向上していく必要がある。将来的にはアセスメント・ポリシーそのものの見直しがないと解消できない問題を多数抱えていると思われるが、現在の具体的取組みとしては、モデル的なカリキュラム・マップの作成とその事前公表の方法を課題としている。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 学修成果 1～7：アセスメント・ポリシー） https://www.waseda.jp/foia/w/law/about/policy/ 2-③-1:学修成果の可視化に関するアンケート

【評価基準】

1	2	3	4	5
・内部質保証の取組が方針と手続きに従って行われている。 ・点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われている。 ・文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・点検・評価および点検・評価の結果に基づく改善を定期的に行う仕組みを構築している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・内部質保証推進組織による改善のための検討が行われ、その結果が箇所内に共有されている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・点検・評価結果に基づく改善を行っている。 ・内部質保証のプロセスの客観性・妥当性を確保するための取組を行っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・内部質保証システムに関する自己点検・評価の結果に基づいた取り組みの結果、改善が見られる。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	基準 2 ①の理由欄に記載のとおり、内部質保証の方針・手続きやそれらに沿って取り組みが行われているか、根拠資料から読み取れなかったため、1 と判断した。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
2	【自己評価の理由】 法学部では、本学の三大教旨をうけて、ディプロマ・ポリシーを定め、これを「卒業認定に関する方針」として、ウェブサイトで公表している（資料 1-①-1）。 具体的には、全学の学位授与方針を踏まえ、①法に関する知識・理論を体系的に理解する力、②適切な法規範を発見し、それを合理的に解釈して適用する力、③事実を的確に把握し、それを法的に適切に評価・構成する力、④新たに生起する問題を発見し、それを法的に適切に解決する力、⑤新たな法規範を帰納し、将来に向けた適正な法的ルールを創造する力、⑥自律と寛容の精神、⑦健全な批判精神、⑧コミュニケーション力、⑨国際性からなる、9つの学修成果を設定している。 また、卒業要件についても、ウェブサイトで公表している（資料 4-①-1）。上記ディプロマ・ポリシーを踏まえ、法律科目にとどまらず、語学・教養科目についても履修を求めている。 学位授与方針をウェブサイト等で公表していることから基準1を満たす。次に、知識、技能、態度などの要素を含んだ学修成果を設定しており、基準2を満たす。そして、9つの学修成果は全学の学位授与方針と連関性を有しており、基準3を満たしている。 【グッドプラクティス】 必要とされる能力や身につけるべき素養を箇条書きで具体的に記載し、また、各ディプロマ・ポリシーといかなる科目群が関連性を有しているかを明示しており、学生の効果的な科目履修や、各種調査の可視化に寄与している。 基準4は満たしていないが、ディプロマ・ポリシーを科目群と紐づけて提示することで、学生や各種調査への寄与度が高いと考えられる。また、箇条書きや表を用いており、一定程度、評価基準5の内容も実施している。 【課題】 今後は、ディプロマ・ポリシーの理念と、客観的な卒業要件との関係をも明示すべく、記載のあり方について検討したい。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）） https://www.waseda.jp/foia/w/law/about/policy/ 4-①-1：法学部 Web サイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/foia/w/law/about/curriculum/

【評価基準】

1	2	3	4	5
- 学位授与方針を課程ごとと学位ごとに設定している。 - 学位授与方針をウェブサイトや要項等で公表している。	- 評価基準1を満たしている。 - 学位授与方針は、知識、技能、態度などの要素を含んだものとなっている。	- 評価基準2を満たしている。 - 学位授与方針は全学の学位授与方針と連関性を有している。	- 評価基準3を満たしている。 - 学位授与方針に卒業要件、修了要件が明示されている。	- 評価基準4を満たしている。 - 箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - 教育課程の体系、教育内容
 - 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
2	【自己評価の理由】 法学部では、三大教旨（学問の独立、学問の活用、模範国民の造就）、卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めて、ウェブサイトで公表している（資料 1-①-1、4-①-1）。 法学部では、カリキュラムのポイントを定め、将来の進路や興味に合わせた履修モデルを提示している（資料 4-②-2）。 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針をウェブサイト等で公表していることから基準 1、2 を満たしていると判断している。 【グッドプラクティス】 現状では特はない。 【課題】 基準 3 に到達するため、法学部における履修モデルの詳細化やカリキュラム・マップの作成などを現在検討中である。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）） https://www.waseda.jp/fo law/about/policy/ 4-①-1：法学部 Web サイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/fo law/about/curriculum/ 4-②-2：法学部 Web サイト（学部について > カリキュラム > 履修モデル図） https://www.waseda.jp/fo law/about/curriculum/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の編成・実施方針を課程ごと、学位ごとに設定している。 ・教育課程の編成・実施方針をウェブサイトや要項等で公表している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針は、編成に関する考え方、実施に関する基本的な考え方を含んでいる。 ・学位授与方針との連関性を確認することができる。	・評価基準 2 を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、構成する授業科目区分、授業形態等を記載している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。	

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
 - ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織 等の関わり
- 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 本学部は、法的判断力の涵養を通じた「成熟した市民社会を担うことのできる人材一般を育成する」との理念のもと、一貫した体系的カリキュラムを編成し、絶えず見直しと修正を行っている。個々の授業科目もその目的を踏まえた充実した内容となっている。個々の授業科目の内容及び方法も適切かつ進取の精神を共有している。コロナ禍のさなかに、その初年度から充実したオンライン化がなされ、現在対面の再導入が滞りなく行われていることがその証左である。また、導入教育科目や外国語科目など、初年次教育のカリキュラム、授業内容も抜かりない。一部科目に高校生の受講生を受けれるなど高大接続にも取り組んでいる。その理念から、学生の社会的及び職業的自立を図る配慮がなされている。 【グッドプラクティス】 現状では特にない。 【課題】 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織という考え方が導入されてから日が浅く、当該組織の教育課程の編成への関わり方は、今後の検討課題である。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）） https://www.waseda.jp/foia/law/about/policy/ 4-①-1：法学部 Web サイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/foia/law/about/curriculum/ 4-③-1：Web シラバス（各科目の単位数や授業内容等詳細） https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php

【評価基準】

1	2	3	4	5
教育課程の編成・実施方針と授業科目・教育課程の関連性を確認できる。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針に記載されている内容の科目が設置されている。 ・科目区分と設定されている授業時間数、単位数が適切である。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点から必修科目や専門科目が適切に設置されている。 【学部】 ・初年次教育に配慮した科目や教養科目、共通	・評価基準 3 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点を踏まえて順次性や体系性に配慮した教育課程が編成されている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・社会的および職業的自立を図るための教育を行っている。

		科目等が適切に配置されている。 【研究科】 ・リサーチワークとコースワークが適切に組み合わされている ・1年次に研究倫理教育を受講することを要項等に記載している。 【専門職】 ・理論教育と実務教育のバランスに配慮している。		
--	--	---	--	--

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
5	

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

- 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、事前事後の学修の指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価の理由】 教育課程の編成・実施方針を踏まえ、適正規模に設定されたクラスにつき、担当教員に適切な方法での授業実施を依頼している。シラバスは、DP との関連を踏まえた記載を求めており、システム上記入漏れを受け付けない。また、教員に、シラバスや授業で予習復習に関する指示を依頼しているほか、「法律科目学習相談室」を設け、学部生が大学院生からアドバイスを受けられる制度を運用している。上述のようにカリキュラムの完成度が高いため、各科目の目的は教員・学生を通じて広く共有されており、それに向けた適切な授業方法が採用されており、また、シラバスもその骨子を踏まえたものである。 【グッドプラクティス】 現状では特にはない。 【課題】 アセスメント・ポリシーの考え方は、導入されてから日が浅く、それが知られる前から、現場で多様に展開されてきた教育の質を高めるための措置との関係は、未検討課題である。	4-④-1：2023 年度学部要項 P.16（登録制限単位数）、P. 4（単位の実質化） 4-④-2：シラバス作成依頼文書（各項目への入力指示およびディプロマ・ポリシーとの関連性）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の編成・実施方針と教育方法の連関性が確保されている。 ・授業内容・形態に配慮したクラス規模を設定している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・年間の登録単位数が 50 単位を超過している学生について申し合わせに定める区分に応じて対応している。 ・シラバスチェックリスト	・評価基準 2 を満たしている。 ・授業外における学習に対する指導体制を構築している。 【研究科】 ・研究指導計画を学生に明示している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・各科目の到達目標と DP で定める学修成果などポリシーとシラバス記載内容の整合性が確保されている。 ・学修成果の獲得という	・評価基準 4 を満たしている。 ・学位プログラムとしての順次性・体系的に配慮した科目の配置が行われている。 【学部】 ・対話型、問題発見・解

	トを活用し、記載項目に漏れがないか組織的に確認を行っている。	【専門職】 ・実務的能力育成のための教育上の工夫を行っている。	観点から、適切な授業方法、形態が採用され、実施されている。 【研究科】 ・研究指導計画に基づき研究指導を実施している。	決型授業の割合が75%を超過している。 【研究科】 ・研究指導計画について定期的に見直しを行っている。
--	--------------------------------	---	--	--

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	シラバス作成にあたって DP 等の関連性を意識することを各教員に依頼しているものの、実際に学修成果やポリシーとシラバス内容の整合性が確保されているか根拠資料から読み取れなかったため、3と判断した。

成績評価、単位認定を適切に行っているか。

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 単位制度、認定方針に関して、教員間のコンセンサスのみならず、学生にも周知している。また、クラス規模に応じた絶対評価や、法曹コース対象科目での厳格な絶対評価など、絶対評価を中心としつつも、科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。また、成績評価の分布について、学部運営委員会等で確認し、今後の評価について検討を行う機会を設けている。 もっとも、演習科目など、必ずしも客観的な成績評価に適さない科目について、ルーブリックの使用などの採否は、制度として要請することはない。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 必ずしも客観的な成績評価に適さない科目を含めた、全体の成績評価の客観性確保の方法について、FDなどで、アイデアの共有をするなど、制度的な検討を要する。	4-④-1：2023 年度学部要項 P.4（単位制度）、P.27（成績評価基準）、P.44（既修得単位の認定ルール） 4-⑤-1-1：2023 年度春学期科目の採点について（成績評価の公平性等）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・事前事後の学修を含めた単位制度の趣旨について教員・学生への周知・徹底を行っている。 ・既修得単位の認定について箇所内で明確なルールを定めている。 【学部】 ・「学部教育における成績評価基準に係わる申し合わせについて」に基づいた運用を行っていない。 【研究科】 ・成績評価基準を定めていない。	・評価基準 1 を満たしている。 ・既修得単位の認定に関するルールについて、要項等で学生に周知している。 ・成績評価基準に基づいた運用を行っている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の可視化に関連する科目については絶対評価を用いるなど科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・成績評価を行うにあたって、ルーブリックを使用するなど、客観性を確保するための取り組みを行っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・各科目における成績分布を箇所内で共有し、適切な成績評価が行われているか確認する仕組みを構築している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

学位授与を適切に行っているか。

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 卒業要件を要項で公開しており、習得単位数の上限も制度的に守られている。既修得単位の認定の取り決め、学位授与の責任体制・手続についても要項で周知されている。 法学部では卒業論文は必修ではない。剽窃の阻止などの制度化は行っているが、複数教員での審査などの体制はとられていない。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 卒業論文の取り扱い、客観試験以外の要素の客観性確保の方法などについて、検討を要する。	4-④-1：2023 年度学部要項 P.4（卒業要件）、P.16（登録制限単位数）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・卒業・修了の要件を定めている。 ・卒業・修了の要件を刊行物、ウェブサイト等で公表している。 ・既修得単位数について上限を超えて認定されないような仕組みを設定している。 【研究科】 ・研究指導の方法やスケジュールを定めている。 ・学位論文等の審査基準を公表している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・学位授与の責任体制・手続きについて定めている。 ・既修得単位の認定について箇所内での基準・手続き方法を定め、要項等で周知している。 【研究科】 ・研究指導の方法やスケジュールを学生にあらかじめ明示している。 ・学位論文の審査基準を学生に文書等であらかじめ明示している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学位授与の責任体制・手続きを要項等で明示している。	・評価基準 3 を満たしている。 【学部】 ・卒業論文等について複数の教員で審査するなど組織的な審査体制を構築している。 【研究科】 ・副指導教員を置くなど研究指導体制の充実を図っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・学位授与の認定にあたってルーブリック評価を行うなど、客観性、透明性の確保のための工夫を行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
2	【自己評価の理由】 学修成果は、学生が単位を取得する事実そのものによって、内部的にも外部的にも認識されうるという意識が強い。おそらく、日本社会における常識的な感覚である。そのような中であるが、アセスメント・ポリシーに基づく成果の可視化という課題が知られるようになって日が浅いが、既に、アンケートを実施しその結果を公表することによって、最初の対応とすべく、検討を始めている。 【グッドプラクティス】 卒業生に対する、アセスメント・ポリシー記載事項の達成の有無（主観）に関するアンケート。 【課題】 学修成果の可視化の意味と方法について、検討を要する。	現在検討を行っている状況

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学修成果の指標および可視化の方法を検討している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法を定めている。 ・学位授与方針で示した学修成果と可視化の方法の関連性が明確である。 ・可視化の方法が多角的かつ適切な方法となっている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法が専門分野の性質に応じた適切なものとなっている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・間接評価と直接評価を組み合わせ可視化を行っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・直接評価と間接評価の相関分析などによりデータの妥当性を検証している。 ・経年比較などを行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
2	【自己評価の理由】 教育課程及びその内容、方法の適切性について、カリキュラム検討委員会などで定期的に検討を行っている。もっとも、カリキュラム検討委員会は、カリキュラムの在り方を検討し、修正を行う主体となる会議体であり、点検・評価を別に行うという体制は取られてこなかった。 【グッドプラクティス】 現状では特にはない。 【課題】 アセスメント・ポリシーに基づく自己点検とその結果に基づく改善のシステムという考え方が知られるようになって日が浅い。実質的な自己点検は行われてきているが、制度化ないし可視化は今後の課題である。	現在検討を行っている状況

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について検討を行っている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について内規等で定めている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の可視化を定期的に行い、その評価結果を教育課程の検討を担う組織にフィードバックしている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえ、教育課程の改善・向上に向けた検討に着手している。	・評価基準 4 を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえた教育課程の改善・向上の実績がある。また、定期的に改善・向上を検討するサイクルが確立している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	根拠資料の欄では「検討中」の記載があり、自己評価の理由からも内規等が定められていないことが読み取れるため、1 と判断した。

基準 5 学生の受け入れ 点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価の理由】 アドミッション・ポリシーを策定しそれを公開することで、学生の受け入れ方針、求める学生像、受入れ方針を明示している。他のポリシーとも一貫性がある。 受け入れ方針に、入学形態ごとの説明を付することで、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法について開示しているといえるが、各内容を明示しているとまではいえない。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 学生の受け入れ方針の内容の具体化、明示の在り方の検討が課題となる。	1-①-1：法学部 Web サイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）） https://www.waseda.jp/follow/law/about/policy/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・課程ごとに学生の受け入れ方針を設定している。 ・学生の受け入れ方針を刊行物やウェブで公表している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を明示している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学位ごとに学生の受け入れ方針を定めている。 ・他のポリシーとの一貫性が確保できている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法についても明示している。	・評価基準 4 を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 学部運営委員会のもと、入試の運営に関する具体的な複数の委員会を設け、入学者選抜を公正に実施している。事前の情報提供も適切に行っている。また、入試の種類ごとに入学した学生の成績をトレースするなど、データによって方針に沿った学生の受け入れを検証している。運営体制についても定期的に見直しを行っている。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 特になし。	5-②-1：法学部 Web サイト（受験生の方へ > 入学試験情報） https://www.waseda.jp/foia/law/applicants/admission/ 5-②-2：入学センターWeb サイト（授業料等） https://www.waseda.jp/institution/admission/assets/uploads/2023/05/2024_gakuhi_gakubu.pdf 5-②-3：学部入学案内_P192-195（奨学金） https://www.waseda.jp/nyusi/ebro/ug/admissions_jp_2023/index.html#page=197 5-②-4：入試委員会規約

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れ方針と選抜制度に関連性が確保されている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制を整備している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・整備された運営体制のもと入学者の選抜が公正に実施されている。 ・費用や経済的支援に関する情報提供を行っている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・方針に沿った学生を受け入れていることをデータにより確認している。	・評価基準 4 を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制の見直しを行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	方針に沿った学生を受け入れていることをデータで確認していること、学生の受け入れ方針を具現化するために運営体制の見直しを行っていることが、根拠資料から読み取れなかったため、3 と判断した。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価の理由】 是正勧告や改善課題に抵触しておらず、そのような事態を避けるために、補欠合格制度を導入し、慎重な合格者の判断を行っている。収容定員数についても、学部運営委員会等で適宜意見交換を行っている。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 特になし。	5-③-1:5年間の入学者数推移（入学定員に対する入学者数比率）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・収容定員に対する在籍学生数比率の管理を行っている。 【学部】 ・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、是正勧告に該当する基準（注1）をクリアしている。	・評価基準1を満たしている。 【学部・研究科】 ・入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、改善課題に該当する基準（注2）をクリアしている。	・評価基準2を満たしている。 【学部・研究科】 ・収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法やフローを確立している	・評価基準3を満たしている。 ・3つのポリシーなどに基づいて、あるべき収容定員数について意見交換を行う機会を設定している。	

注1～注2：大学基準協会「評価にかかる各種指針」参照

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	あるべき「収容定員数」についての意見交換について、追加資料より読み取れないため、前評価と同様2と判断した。追加資料に記載されている内容は「募集人員」の議論に該当する。追加資料における学則定員にかかる意見交換が評価基準4の対象になることをご留意いただきたい。 <追加資料> 5-③-2_指定校推薦検討資料_抜粋・マスキング.pdf 5-③-3_2024入試定員関係_マスキング.pdf

基準 5 学生の受け入れ 点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 入試構想委員会、および、入試運営委員会において、内規に従い、試験の種類ごとに、学生の受け入れに関する自己点検を行い、定期的な改善を行ってきている。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 特になし。	5-②-4：入試委員会規約

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスについて検討している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスを内規等で定めている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価を定期的に実施している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、改善に取り組んでいる。	・評価基準 4 を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、定期的な改善実績がある。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	定期的な改善実績があることについて、追加資料より読み取れないため、前評価と同様 2 と判断した。追加資料では入学種別ごとの GPA の平均値（年度推移）を確認していることが読み取れる。評価基準 5 では、当該資料等を踏まえて点検・評価が行われた結果、どのような改善をしたのかその実績が記載されている根拠が必要となる。 <追加資料> 5-④-1_入学種別 GPA 平均値グラフ_マスキング.pdf

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

○求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 教員組織の編成に関する方針は、「法学部教員組織の編成に関する方針」に定められ、求められる教員像を提示している。また、箇所内でコンセンサスがあるといえる。また、頻繁というわけではないが、問題が生じると共有され、修正の議論が行われており、改善の実績もある。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 特になし。	6-①-1:法学部教員組織の編成に関する方針 6-①-2:法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学部細則 6-①-3:語学教養科目担当の専任教員の嘱任に関する法学部細則 6-①-4:「講師（任期付）に関する法律科目人事委員会細則」

【評価基準】

1	2	3	4	5
各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を定めている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針において求める教員像を提示している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を箇所内で適切に共有している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっていること、教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っていることが根拠資料から読み取れなかったため、3 と判断した。

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

○学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

○教養教育の運営体制

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 設置基準を満たしていることはもちろん、編成方針に則った採用活動が行われ、適切な編成となっている。年齢構成、授業負担のバランスについて十分な検討のうえ適切な配置が行われている。なお、コロナ禍による人事凍結で一時的な人員不足と授業負担の過多がみられるが、是正に向けての措置が適切にとられ、解消の見込みである。国際性、男女比については評価が難しいが、科目の特性（特に、国内法）や、全国の研究者の男女比の現実を踏まえつつ、あるべきバランスを熟慮のうえ、採用を行っており、現状においては適切な配置であるといえる。共通科目等の運営についても体制が整っている。 【グッドプラクティス】 現状では特はない。 【課題】 特はない。	6-②-1: 法学学術院法律科目人事計画策定・調整委員会設置規約 6-②-2: 語学教養科目人事計画策定委員会設置規約

【評価基準】

1	2	3	4	5
・専任教員数または教授数が設置基準を満たしている。 【専門職】 ・実務家教員が適切に配置されている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教員組織の編制方針に則った採用活動を行っている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針に基づく適切な教員編成となっている。（課程の目的、主要な授業科目への専任教員の配置、研究科担当教員の資格の明確化）	・評価基準 3 を満たしている。 ・国際性、男女比、年齢構成、各教員の授業負担のバランスの観点において適切に教員を配置している。	・評価基準 4 を満たしている。 【学部】 ・教養科目や共通科目等の運営についての体制を構築している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
5	

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価の理由】 募集、採用、昇任等に関する基準や手続を規律し、規定に基づく運用がなされている。 規定や運用について、問題が生じると、教員組織で問題を共有し、対応を検討する機会がある。近年、准教授、助教、任期付教員などの職位の導入や、公募制の普及など、伝統的には存在しなかった制度の相次ぐ導入や、法学部と法務研究科の関係などの問題が連続的に発生しており、その意味で、定期的な改善が行われてきた。 なお、2004 年の法科大学院制度の導入の弊害として、全国的な法学系の研究者不足が生じて久しく、解消の見込みもない。科目によっては公募よりも推薦の方が適切である場合も多い。この場合にも、不当な推薦にならないよう、科目編成上求められる教員の特性と、客観的な能力の評価に配慮した運営を行っている。 【グッドプラクティス】 現状では特はない。 【課題】 特はない。	6-③-1:早稲田大学教員任免規則（昇任人事）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定めている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定め、規定化することにより箇所内で共有している。	・評価基準 2 を満たしている。 ・規定に基づき、募集、採用、昇任等の実施が行われている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・規定や運用について定期的に自己点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・点検・評価の結果を踏まえて定期的な改善を行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっていること、教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っていることが根拠資料から読み取れなかったため、3 と判断した。

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

○ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
1	【自己評価の理由】 学部単位で FD 活動を行っている。本年度からは年 4 回、どのような FD を行うべきかを考える回を含めた体系的なテーマ設定で行うことにしている。 もっとも、組織的な FD を導入してから日が浅く、研究・社会貢献活動の向上を目的とした FD や、上述の自己点検制度におけるエビデンスとの関係を踏まえた FD は検討段階にある。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。 【課題】 FD の意義、あり方じたいを検討し、コンセンサスを得ることから始める必要がある。	6-④-1：12_法／課程別 FD プログラムの 2022 年度上期報告書 6-④-2：12_法／課程別 FD プログラムの 2022 年度下期報告書

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学部・研究科単位で FD 活動を行っている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・課程ごとに教育改善にかかる FD が組織的に実施されている。 ・教育に加えて研究や社会貢献活動にかかる資質向上を目的とした FD が実施されている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・エビデンスにより明らかになった課題の改善を目的とした FD プログラムを実施している。 ・恒常的に専任教員の 3/4 以上が FD プログラムに参加している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・FD 活動によって教育活動等の改善を行っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・自己点検・評価の結果、FD 活動の改善に取り組んでいる。 ・専任教員全員が恒常的に FD プログラムに参加している。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安 400 字程度以内）	根拠資料
2	【自己評価の理由】 教員組織について、問題が生じれば、問題を共有し、対策を議論できる状況にある。その意味で、ある種の自己点検・評価を行っているといえる。しかし、システムとしての自己点検・評価体制を策定し規律するような取り組みはなされていない。 【グッドプラクティス】 現状では、特にない。 【課題】 システムとしての教員組織の自己点検・評価の在り方について、その意義から検討を始めることが課題である。	教員組織の点検・評価方法を検討している状況

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を検討している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を内規等で定めている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を実施している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価の結果を踏まえ改善に取り組んでいる。	・評価基準 4 を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を踏まえ定期的に改善を行っている。

前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況（2023 年提出分は記載不要）

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	根拠資料の欄では「検討中」の記載があり、自己評価の理由からも内規等が定められていないことが読み取れるため、1 と判断した。